

令和 8 年度 土木工事共通仕様書

新旧対照表

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和7年10月版）						新条文（令和8年10月版）						改定理由	ページ
編	章	節	条	項	新条文	編	章	節	条	項	現行条文		
1	1	1	2	26	書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものも有効とする。	1	1	1	2	26	書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたもの または工事帳票と同等の内容を備えたデータ を有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものも有効とする。	追記	共7
1	1	1	2	28	工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。	1	1	1	2	28	工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、 データ 、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。	追記	共7
1	1	1	2	38	工事検査とは、検査員が契約書第 31 条、第 37 条、第 38 条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。	1	1	1	2	38	工事検査とは、検査員が契約書第 32 条、第 38 条、第 39 条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。	誤記修正	共8
1	1	1	2	39	技術検査とは、 技術的観点から工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価を行うことをいう。	1	1	1	2	39	技術検査とは、 静岡県建設工事検査要領（令和5年2月1日施行）に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。	修正	共8
1	1	1	4	9	現場閉所計画	1	1	1	4	9	法定休日・所定休日（週休二日の導入）	費用計上廃止	共9
					主任技術者及び監理技術者	1	1	1	7	1	当該工事における主任技術者及び監理技術者の設置は、建設業法第26条に規定した事項である。	追記	共10
						1	1	1	7	2	受注者は、建設工事現場に置く技術者の適正な設置に係る最新の運用（「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日 国総建第316号））を参考に、監理技術者制度についての基本的考え方、運用等について熟知し、建設業法に基づき適正に業務を行う必要がある。	追記	共10
1	1	1	7		工事用地等の使用	1	1	1	8		工事用地等の使用	修正	共10
1	1	1	8		工事着手	1	1	1	9		工事着手	修正	共10
1	1	1	9		工事の下請負	1	1	1	10		工事の下請負	修正	共10
1	1	1	10		施工体制台帳	1	1	1	11		施工体制台帳	修正	共10

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和7年10月版）						新条文（令和8年10月版）							
編	章	節	条	項	新条文	編	章	節	条	項	現行条文	改定理由	ページ
1	1	1	10	1	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、「静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要領の取扱いについて」（令和5年10月2日改正 建経業第130号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。 なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとする。	1	1	1	11	1	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、「静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要領の取扱いについて」（令和5年10月2日改正 建経業第130号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるもの（「建設キャリアアップシステム（CCUS）その他適切なシステムを利用する方法により、発注者が施工体制台帳の記載事項を確認することができるようにする措置」）を講じている場合を除き、その写しを監督員に提出しなければならない。なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。 また、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとする。	追記・修正	共11
1	1	1	10	2	第1項の受注者は、「静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要領の取扱いについて」（令和5年10月2日改正 建経業第130号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。	1	1	1	11	2	第1項の受注者は、「静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要領の取扱いについて」（令和5年10月2日改正 建経業第130号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じている場合を除き、その写しを監督員に提出しなければならない。	追記修正	共12
1	1	1	10	4	第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。	1	1	1	11	4	第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じている場合を除き、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。	追記修正	共12
1	1	1	11		受注者相互の協力	1	1	1	12		受注者相互の協力	修正	共12
1	1	1	12		調査・試験に対する協力	1	1	1	13		調査・試験に対する協力	修正	共12
1	1	1	13		工事の一時中止	1	1	1	14		工事の一時中止	修正	共14
1	1	1	13	1	なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1－1－41臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	1	1	1	14	1	なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1－1－46臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	修正	共14

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和7年10月版）						新条文（令和8年10月版）						改定理由	ページ
編	章	節	条	項	新条文	編	章	節	条	項	現行条文		
1	1	1	14		設計図書の変更	1	1	1	15		設計図書の変更	修正	共15
1	1	1	15		工期変更	1	1	1	16		工期変更	修正	共15
1	1	1	16		支給材料及び貸与品	1	1	1	17		支給材料及び貸与品	修正	共15
1	1	1	17		工事現場発生品	1	1	1	18		工事現場発生品	修正	共15
1	1	1	18		建設副産物	1	1	1	19		建設副産物	修正	共15
1	1	1	18	3	受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。	1	1	1	19	3	受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱の改正について」（平成14年5月30日 国官総第122号、国総事第21号、国総建第137号）、「再生資源の利用の促進について」（平成3年10月25日 建設省技調発第243号）、「再生資源の利用の促進について」（平成3年12月25日 港建第324号）、「再生資源の利用の促進について」（平成4年1月24日 空建第10号）、「建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの策定について」（平成18年6月12日 国官技第46号、国官総第128号、国営計第36号、国総事第19号）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。	追記・修正	共16
1	1	1	18	11	受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、建設発生土を工事現場に搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物に係る情報交換システム（コブリス・プラス）に入力するものとする。なお、監督員がコブリス・プラスにおいて、再生資源利用計画の実施状況を確認した場合、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督員と協議しなければならない。	1	1	1	19	11	受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報をコブリス・プラスに入力するものとする。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督員と協議しなければならない。	修正	共17
1	1	1	19		工事完成図	1	1	1	20		工事完成図	修正	共18
1	1	1	20		工事完成検査	1	1	1	21		工事完成検査	修正	共18
1	1	1	20			1	1	1	21		（3）週休二日の履行状況	追記・修正	共18
1	1	1	21		出来形検査等	1	1	1	22		出来形検査等	修正	共18
1	1	1	21			1	1	1	22		（3）週休二日の履行状況	追記・修正	共19
1	1	1	22		部分使用	1	1	1	23		部分使用	修正	共19
1	1	1	23		施工管理	1	1	1	24		施工管理	修正	共19
1	1	1	24		履行報告	1	1	1	25		履行報告	修正	共19

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和7年10月版）						新条文（令和8年10月版）						改定理由	ページ
編	章	節	条	項	新条文	編	章	節	条	項	現行条文		
					週休二日の対応	1	1	1	26		受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督員に報告しなければならない。 なお、週休二日は、土日を休日とする週休二日工事の実施に取り組むなど、週休二日の取得を推進し、地域の実情や施工条件等を踏まえつつ、その取組の質の向上に努めなければならない。週休二日の取扱は「静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領」の規定による。	試行完了に伴う共通仕様化	共20
1	1	1	25		工事関係者に対する措置請求	1	1	1	27		工事関係者に対する措置請求	修正	共20
1	1	1	26		工事中の安全確保	1	1	1	28		工事中の安全確保	修正	共20
1	1	1	26	1	受注者は、最新の土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事中用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	1	1	1	28	1	受注者は、最新の「土木工事安全施工技術指針」（国土交通大臣官房技術審議官通達）、「建設機械施工安全技術指針の一部改正について」（平成17年3月31日 国官技第303号、国総施第190号）、「港湾工事安全施工指針（一社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（一社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（一社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事中用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	更新	共20
1	1	1	26	2	受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。	1	1	1	28	2	受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年9月2日 国土交通省告示第496号）を遵守して災害の防止を図らなければならない。	追記	共21
1	1	1	26	16	監督員が、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従う。	1	1	1	28	16	監督員が、労働安全衛生法（令和7年5月改正 法律第33号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	更新	共22
1	1	1	26	17	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）等関連法令に基づく措置を常に講じておく。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	1	1	1	28	17	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和7年5月改正 法律第33号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	更新	共22
1	1	1	27		爆発及び火災の防止	1	1	1	29		爆発及び火災の防止	修正	共23
1	1	1	28		後片付け	1	1	1	30		後片付け	修正	共24
1	1	1	29		事故報告書	1	1	1	31		事故報告書	修正	共24

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和7年10月版）						新条文（令和8年10月版）							
編	章	節	条	項	新条文	編	章	節	条	項	現行条文	改定理由	ページ
1	1	1	30		環境対策	1	1	1	32		環境対策	修正	共24
1	1	1	30	1	受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。	1	1	1	32	1	受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針について」（昭和62年3月30日 建設省経機発第58号）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。	修正	共24
1	1	1	30	6	受注者は、工事の施工にあたり表1－1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正 法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	1	1	1	32	6	受注者は、工事の施工にあたり表1－1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（令和4年6月改正 法律第68号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日 建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成24年3月23日 国土交通省告示第318号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成28年8月30日 国総環リ第6号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	更新・修正	共24
1	1	1	30	6	受注者は、トンネル坑内作業において表1－2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和6年4月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第3号）」第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	1	1	1	32	6	受注者は、トンネル坑内作業において表1－2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和6年4月 経済産業省・国土交通省・環境省令第3号）」16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領の一部改正について」（平成22年3月18日 国総施環第291号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成28年8月30日 国総環リ第6号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	更新・修正	共25

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和7年10月版）						新条文（令和8年10月版）						改定理由	ページ
編	章	節	条	項	新条文	編	章	節	条	項	現行条文		
1	1	1	30	8	受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。	1	1	1	32	8	受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針について」（昭和62年3月30日 建設省経機発第58号）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成13年4月9日 国土交通省告示第487号）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。	修正	共26
1	1	1	31		文化財の保護	1	1	1	33		文化財の保護	修正	共27
1	1	1	32		交通安全管理	1	1	1	34		交通安全管理	修正	共27
1	1	1	32	5	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和6年7月改正 内閣府・国土交通省令第4号）」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利第37号・国道国防第205号）」、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利第38号・国道国防第206号）」及び「道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）」に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	34	5	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（令和6年6月 内閣府・国土交通省令第4号）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（昭和37年8月30日 建設省道路局長通知）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準等の一部改正について」（平成18年3月31日 国道利第37号、国道国防第205号）、「道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について」（平成18年3月31日 国道利第38号、国道国防第206号）及び「道路工事保安施設設置基準（案）」（令和6年2月 国土交通省道路局国道・技術課）に基づき、安全対策を講じなければならない。	更新・修正	共27
1	1	1	32	14	(1)受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、道路法第47条の2に基づく許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。また、道路交通法施行令（令和6年9月改正 政令第272号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和5年6月改正 法律第56号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	34	14	(1)受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、道路法第47条の2に基づく許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。また、道路交通法施行令（令和7年6月改正 政令第222号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和6年5月改正 法律第34号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	更新・修正	共28

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和7年10月版）						新条文（令和8年10月版）						改定理由	ページ
編	章	節	条	項	新条文	編	章	節	条	項	現行条文		
1	1	1	33		施設管理	1	1	1	35		施設管理	修正	共31
1	1	1	34		諸法令の遵守	1	1	1	36		諸法令の遵守	修正	共31
1	1	1	34	1	(3) 下請代金支払遅延等防止法（平成21年6月改正 法律第51号）	1	1	1	36	1	(3) 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（令和7年5月改正 法律第41号）	更新	共31
1	1	1	34	1	(5) 労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	36	1	(5) 労働安全衛生法（令和7年5月改正 法律第33号）	更新	共31
1	1	1	34	1	(6) 作業環境測定法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	36	1	(6) 作業環境測定法（令和7年5月改正 法律第33号）	更新	共31
1	1	1	34	1	(9) 労働者災害補償保険法（令和2年6月改正 法律第40号）	1	1	1	36	1	(9) 労働者災害補償保険法（令和4年6月改正 法律第68号）	更新	共32
1	1	1	34	1	(10) 健康保険法（令和6年6月改正 法律第47号）	1	1	1	36	1	(10) 健康保険法（令和7年6月改正 法律第74号）	更新	共32
1	1	1	34	1	(11) 中小企業退職金共済法（令和2年6月改正 法律第40号）	1	1	1	36	1	(11) 中小企業退職金共済法（令和4年6月改正 法律第68号）	更新	共32
1	1	1	34	1	(13) 出入国管理及び難民認定法（令和5年12月改正法律第84号）	1	1	1	36	1	(13) 出入国管理及び難民認定法（令和7年6月改正 法律第75号）	更新	共32
1	1	1	34	1	(14) 道路法（令和5年5月改正 法律第34号）	1	1	1	36	1	(14) 道路法（令和7年4月改正 法律第22号）	更新	共32
1	1	1	34	1	(15) 道路交通法（令和5年6月改正 法律第56号）	1	1	1	36	1	(15) 道路交通法（令和6年5月改正 法律第34号）	更新	共32
1	1	1	34	1	(16) 道路運送法（令和5年18月改正 法律第18号）	1	1	1	36	1	(16) 道路運送法（令和6年5月改正 法律第23号）	更新	共32
1	1	1	34	1	(18) 砂防法（平成25年11月改正 法律第76号）	1	1	1	36	1	(18) 砂防法（令和4年6月改正 法律第68号）	更新	共32
1	1	1	34	1	(23) 港湾法（令和4年11月改正 法律第87号）	1	1	1	36	1	(23) 港湾法（令和7年4月改正 法律第25号）	更新	共32
1	1	1	34	1	(24) 港則法（令和3年6月改正 法律第53号）	1	1	1	36	1	(24) 港則法（令和4年6月改正 法律第68号）	更新	共32
1	1	1	34	1	(27) 下水道法（令和4年5月改正 法律第44号）	1	1	1	36	1	(27) 下水道法（令和4年6月改正 法律第68号）	更新	共32
1	1	1	34	1	(28) 航空法（令和5年6月改正 法律第63号）	1	1	1	36	1	(28) 航空法（令和7年6月改正 法律第55号）	更新	共32
1	1	1	34	1	(29) 公有水面埋立法（平成26年6月改正 法律第51号）	1	1	1	36	1	(29) 公有水面埋立法（令和4年6月改正 法律第68号）	更新	共32
1	1	1	34	1	(31) 森林法（令和5年6月改正 法律第63号）	1	1	1	36	1	(31) 森林法（令和7年5月改正 法律第48号）	更新	共32
1	1	1	34	1	(33) 火薬類取締法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	36	1	(33) 火薬類取締法（令和4年6月改正 法律第68号）	更新	共32
1	1	1	34	1	(34) 大気汚染防止法（令和2年6月改正 法律第39号）	1	1	1	36	1	(34) 大気汚染防止法（令和4年6月改正 法律第68号）	更新	共32
1	1	1	34	1	(35) 騒音規制法（平成26年6月改正 法律第72号）	1	1	1	36	1	(35) 騒音規制法（令和4年6月改正 法律第68号）	更新	共32
1	1	1	34	1	(36) 水質汚濁防止法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	36	1	(36) 水質汚濁防止法（令和4年6月改正 法律第68号）	更新	共32

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和7年10月版）						新条文（令和8年10月版）						改定理由	ページ
編	章	節	条	項	新条文	編	章	節	条	項	現行条文		
1	1	1	34	1	(37) 湖沼水質保全特別措置法（平成26年6月改正 法律第72号）	1	1	1	36	1	(37) 湖沼水質保全特別措置法（令和4年6月改正 法律第68号）	更新	共32
1	1	1	34	1	(38) 振動規制法（平成26年6月改正 法律第72号）	1	1	1	36	1	(38) 振動規制法（令和4年6月改正 法律第68号）	更新	共32
1	1	1	34	1	(39) 廃棄物処理及び清掃に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	36	1	(39) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（令和4年6月改正 法律第68号）	更新	共32
1	1	1	34	1	(40) 文化財保護法（令和3年4月改正 法律第22号）	1	1	1	36	1	(40) 文化財保護法（令和4年6月改正 法律第68号）	更新	共32
1	1	1	34	1	(45) 建築基準法（令和6年6月改正 法律第53号）	1	1	1	36	1	(45) 建築基準法（令和7年5月改正 法律第35号）	更新	共32
1	1	1	34	1	(47) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（令和3年5月改正 法律第37号）	1	1	1	36	1	(47) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（令和4年6月改正 法律第68号）	更新	共32
1	1	1	34	1	(48) 土壤汚染対策法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	36	1	(48) 土壤汚染対策法（令和4年6月改正 法律第68号）	更新	共33
1	1	1	34	1	(52) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和3年5月改正 法律第43号）	1	1	1	36	1	(52) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和4年6月改正 法律第68号）	更新	共33
1	1	1	34	1	(53) 船員法（令和6年5月改正 法律第42号）	1	1	1	36	1	(53) 船員法（令和7年5月14日改正 法律第32号）	更新	共33
1	1	1	34	1	(54) 船舶職員法及び小型船舶操縦者法（令和5年5月改正 法律第24号）	1	1	1	36	1	(54) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（令和7年5月改正 法律第32号）	更新	共33
1	1	1	34	1	(55) 船舶安全法（令和3年5月改正 法律第43号）	1	1	1	36	1	(55) 船舶安全法（令和4年6月改正 法律第68号）	更新	共33
1	1	1	34	1	(56) 自然環境保全法（平成31年4月改正 法律第20号）	1	1	1	36	1	(56) 自然環境保全法（令和4年6月改正 法律第68号）	更新	共33
1	1	1	34	1	(57) 自然公園法（令和3年5月改正 法律第29号）	1	1	1	36	1	(57) 自然公園法（令和4年6月改正 法律第68号）	更新	共33
1	1	1	34	1	(58) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和6年6月改正 法律第54号）	1	1	1	36	1	(58) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和6年12月改正 法律第49号）	更新	共33
1	1	1	34	1	(61) 技術士法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	36	1	(61) 技術士法（令和4年6月改正 法律第68号）	更新	共33
1	1	1	34	1	(63) 空港法（令和4年6月改正 法律第62号）	1	1	1	36	1	(63) 空港法（令和4年6月改正 法律第68号）	更新	共33
1	1	1	34	1	(64) 計量法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	36	1	(64) 計量法（令和4年6月改正 法律第68号）	更新	共33
1	1	1	34	1	(66) 航路標識法（令和3年6月改正 法律第53号）	1	1	1	36	1	(66) 航路標識法（令和4年6月改正 法律第68号）	更新	共33
1	1	1	34	1	(67) 資源の有効な利用の促進に関する法律（令和4年5月改正 法律第46号）	1	1	1	36	1	(67) 資源の有効な利用の促進に関する法律（令和7年6月改正 法律第52号）	更新	共33
1	1	1	34	1	(68) 最低賃金法（平成24年4月改正 法律第27号）	1	1	1	36	1	(68) 最低賃金法（令和4年6月改正 法律第68号）	更新	共33
1	1	1	34	1	(69) 職業安定法（令和4年3月改正 法律第12号）	1	1	1	36	1	(69) 職業安定法（令和6年6月改正 法律第50号）	更新	共33
1	1	1	34	1	(70) 所得税法（令和6年5月改正 法律第26号）	1	1	1	36	1	(70) 所得税法（令和7年6月改正 法律第74号）	更新	共33

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和7年10月版）						新条文（令和8年10月版）						改定理由	ページ
編	章	節	条	項	新条文	編	章	節	条	項	現行条文		
1	1	1	34	1	(71) 水産資源保護法（平成30年12月改正 法律第95号）	1	1	1	36	1	(71) 水産資源保護法（令和4年6月改正 法律第68号）	更新	共33
1	1	1	34	1	(72) 船員保険法（令和6年6月改正 法律第47号）	1	1	1	36	1	(72) 船員保険法（令和7年6月改正 法律第80号）	更新	共33
1	1	1	34	1	(73) 著作権法（令和6年6月改正 法律第55号）	1	1	1	36	1	(73) 著作権法（令和7年4月改正 法律第27号）	更新	共33
1	1	1	34	1	(74) 電波法（令和5年12月改正 法律第87号）	1	1	1	36	1	(74) 電波法（令和7年4月改正 法律第27号）	更新	共33
1	1	1	34	1	(75) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和4年4月改正 法律第32号）	1	1	1	36	1	(75) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和4年6月改正 法律第68号）	更新	共33
1	1	1	34	1	(79) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正 法律第41号）	1	1	1	36	1	(79) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（令和4年6月改正 法律第68号）	更新	共33
1	1	1	34	1	(82) 個人情報の保護に関する法律（令和5年11月改正 法律第79号）	1	1	1	36	1	(82) 個人情報の保護に関する法律（令和6年6月改正 法律第46号）	更新	共33
1	1	1	35		官公庁等への手続等	1	1	1	37		官公庁等への手続等	修正	共34
1	1	1	36		施工時期及び施工時間の変更	1	1	1	38		施工時期及び施工時間の変更	修正	共34
1	1	1	37		工事測量	1	1	1	39		工事測量	修正	共34
1	1	1	38		不可抗力による損害	1	1	1	40		不可抗力による損害	修正	共35
1	1	1	39		特許権等	1	1	1	41		特許権等	修正	共35
1	1	1	39	3	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和6年6月改正 法律第55号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	1	1	1	41	3	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和7年4月改定 法律第27号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	修正	共36
1	1	1	40		保険の付保及び事故の補償	1	1	1	42		保険の付保及び事故の補償	修正	共36
1	1	1	41		臨機の措置	1	1	1	43		臨機の措置	修正	共36
1	1	1	42		河川管理施設及び道路付属物並びに占用物件	1	1	1	44		河川管理施設及び道路付属物並びに占用物件	修正	共36
1	1	1	43		踏荒らし	1	1	1	45		踏荒らし	修正	共37
1	1	1	44		ダンプトラック等による過積載等の防止	1	1	1	46		ダンプトラック等による過積載等の防止	修正	共37
1	1	1	45		電子納品	1	1	1	47		電子納品	修正	共37
1	1	1	46		県産木材の使用	1	1	1	48		県産木材の使用	修正	共38
1	1	1	47		県産品の使用	1	1	1	49		県産品の使用	修正	共38
1	1	1	48		工事PR看板	1	1	1	50		工事PR看板	修正	共38
1	1	1	49		総合評価落札方式	1	1	1	51		総合評価落札方式	修正	共39

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和7年10月版）						新条文（令和8年10月版）						改定理由	ページ
編	章	節	条	項	新条文	編	章	節	条	項	現行条文		
1	1	1	50		契約後VE提案	1	1	1	52		契約後VE提案	修正	共40
1	1	1	51		工事監理連絡会	1	1	1	53		工事監理連絡会	修正	共40
1	1	1	52		石綿使用の有無	1	1	1	54		石綿使用の有無	修正	共40
1	2	2			国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月）	1	2	2			国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱の改正について（平成14年5月）	追記修正	共41
1	2	3	1	4	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-18建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。	1	2	3	1	4	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-19建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。	修正	共43
1	2	4	1	3		1	2	4	1	3	特に、橋台躯体背面部では、基礎地盤及び橋台躯体背面部の安定性、降雨等に対する排水性を確保できるように、使用する材料及び構造特性に応じて適切な施工の方法及び順序等に基づいて施工しなければならない。橋梁接続区間では、速やかな排水や構造物の状態に配慮しながら、必要な記録を残さなければならない。	追記	共49
1	2	4	1	3	なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説（IV下部構造編）7.9橋台背面アプローチ部（日本道路協会平成29年11月）」及び「道路土工－盛土工指針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造（日本道路協会、平成22年4月）」を参考とする。	1	2	4	1	3	なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説（IV下部構造編）11章 橋台躯体背面部 12章 橋梁接続区間など」（日本道路協会、令和7年10月）及び「道路土工－盛土工指針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造（日本道路協会、平成22年4月）」を参考とする。	修正	共49
1	2	4	1	10	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-18建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	1	2	4	1	10	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-19建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	修正	共49
1	2	4	1	14	建設発生土の土質区分については、「発生土利用基準について」（平成18年8月10日付国官技第112号、国官総第309号、国官計第59号）による。	1	2	4	1	14	建設発生土の土質区分については、「発生土利用基準について」（平成18年8月10日 国官技第112号、国官総第309号、国官計第59号）による。	修正	共50
1	2	4	4	10	路床盛土の締固め度については、第1編1-1-23施工管理第8項の規定による。	1	2	4	4	10	路床盛土の締固め度については、第1編1-1-24施工管理第8項の規定による。	修正	共53
1	3	1	4		受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通省大臣官房技術審議官、国土交通省大臣官房技術参事官、国土交通省航空局飛行場部長通達、平成14年7月31日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策についての運用について」（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省湾岸局環境・技術課長、国土交通省航空局飛行場部費設課長通達、平成14年7月31日）を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確かめなければならない。	1	3	1	4		受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日 国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（平成14年7月31日 国官技第113号、国港環第36号、国空建第79号）を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確かめなければならない。	修正	共56

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和7年10月版）						新条文（令和8年10月版）						改定理由	ページ
編	章	節	条	項	新条文	編	章	節	条	項	現行条文		
1	3	3	2	1	(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（平成30年5月改正 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマークを表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。	1	3	3	2	1	(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月改正 法律第68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。	更新	共57
1	3	3	2	1	(2) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月改正 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くには見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督員の確認を得なければならない。	1	3	3	2	1	(2) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月改正 法律第68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くには見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督員の確認を得なければならない。	更新	共57
1	3	3	3	1	受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティが得られる範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。	1	3	3	3	1	受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティが得られる範囲内で単位水量を小さくするように定めなければならない。	修正	共58
1	3	5	4	2	※高炉スラグ微粉末の計量値のの最大値は、1（％）とする。	1	3	5	4	2	※高炉スラグ微粉末の計量値の許容差の最大値は、±1（％）とする。	修正	共62
1	3	6	4	1	受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとし、かつコンクリートの運搬時間（練混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間）は1.5時間以内としなければならない。	1	3	6	4	1	受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が日平均で25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間以内とし、かつコンクリートの運搬時間（練り混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間）は1.5時間以内としなければならない。	追記修正	共63
1	3	7	3	4	受注者は、原則として曲げ加工した鉄筋を曲げ戻してはならない。	1	3	7	3	4	受注者は、曲げ加工した鉄筋を曲げ戻してはならない。	修正	共69
1	3	8	2	2	受注者は、特に定めのない場合はコンクリートのかどに面取りができる型枠を使用しなければならない。	1	3	7	3	2	受注者は、コンクリートのかどに面取りができる型枠を使用しなければならない。	修正	共73

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和7年10月版）					新条文（令和8年10月版）					改定理由	ページ																																																																																													
編	章	節	条	項	新条文																																																																																																			
2	2	6	2	3	表2-19 普通ポルトランドセメントの品質 <table><thead><tr><th colspan="2">品質</th><th>規格</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">比表面積cm^2/g</td><td>2,500 以上</td></tr><tr><td rowspan="2">凝結 h</td><td>始発</td><td>1 以上</td></tr><tr><td>終結</td><td>10 以下</td></tr><tr><td rowspan="2">安定性</td><td>パット法</td><td>良</td></tr><tr><td>ルシヤチリエ法 mm</td><td>10以下</td></tr><tr><td rowspan="3">圧縮強さ N/mm^2</td><td>3d</td><td>12.5 以上</td></tr><tr><td>7d</td><td>22.5 以上</td></tr><tr><td>28d</td><td>42.5 以上</td></tr><tr><td rowspan="2">水 和 熱 J/g</td><td>7d</td><td>測定値を報告する</td></tr><tr><td>28d</td><td>測定値を報告する</td></tr><tr><td colspan="2">酸 化 マ グ ネ シ ウ ム %</td><td>5.0 以下</td></tr><tr><td colspan="2">三 酸 化 硫 黄 %</td><td>3.5 以下</td></tr><tr><td colspan="2">強 熱 減 量 %</td><td>5.0 以下</td></tr><tr><td colspan="2">全 アル カ リ (Na_2Oeq) %</td><td>0.75 以下</td></tr><tr><td colspan="2">塩 化 物 イ オ ン %</td><td>0.035 以下</td></tr></tbody></table> (注) 普通ポルトランドセメント（低アルカリ形）については、全アルカリ（Na_2Oeq）の値を0.8%以下とする。					品質		規格	比表面積 cm^2/g		2,500 以上	凝結 h	始発	1 以上	終結	10 以下	安定性	パット法	良	ルシヤチリエ法 mm	10以下	圧縮強さ N/mm^2	3d	12.5 以上	7d	22.5 以上	28d	42.5 以上	水 和 熱 J/g	7d	測定値を報告する	28d	測定値を報告する	酸 化 マ グ ネ シ ウ ム %		5.0 以下	三 酸 化 硫 黄 %		3.5 以下	強 熱 減 量 %		5.0 以下	全 アル カ リ (Na_2Oeq) %		0.75 以下	塩 化 物 イ オ ン %		0.035 以下	2	2	6	2	3	表2-19 普通ポルトランドセメントの品質 <table><thead><tr><th colspan="2">品質</th><th>規格</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">比表面積cm^2/g</td><td>2,500 以上</td></tr><tr><td rowspan="2">凝結 h</td><td>始発</td><td>1 以上</td></tr><tr><td>終結</td><td>10 以下</td></tr><tr><td rowspan="2">安定性</td><td>パット法</td><td>良</td></tr><tr><td>ルシヤチリエ法 mm</td><td>10以下</td></tr><tr><td rowspan="3">圧縮強さ N/mm^2</td><td>3d</td><td>12.5 以上</td></tr><tr><td>7d</td><td>22.5 以上</td></tr><tr><td>28d</td><td>42.5 以上</td></tr><tr><td rowspan="2">水 和 熱 J/g</td><td>7d</td><td>測定値を報告する</td></tr><tr><td>28d</td><td>測定値を報告する</td></tr><tr><td colspan="2">酸 化 マ グ ネ シ ウ ム %</td><td>5.0 以下</td></tr><tr><td colspan="2">三 酸 化 硫 黄 %</td><td>3.5 以下</td></tr><tr><td colspan="2">全 アル カ リ (Na_2Oeq) %</td><td>0.75 以下</td></tr><tr><td colspan="2">塩 化 物 イ オ ン %</td><td>0.035 以下</td></tr></tbody></table> (注) 普通ポルトランドセメント（低アルカリ形）については、全アルカリ（Na_2Oeq）の値を0.6%以下とする。					品質		規格	比表面積 cm^2/g		2,500 以上	凝結 h	始発	1 以上	終結	10 以下	安定性	パット法	良	ルシヤチリエ法 mm	10以下	圧縮強さ N/mm^2	3d	12.5 以上	7d	22.5 以上	28d	42.5 以上	水 和 熱 J/g	7d	測定値を報告する	28d	測定値を報告する	酸 化 マ グ ネ シ ウ ム %		5.0 以下	三 酸 化 硫 黄 %		3.5 以下	全 アル カ リ (Na_2Oeq) %		0.75 以下	塩 化 物 イ オ ン %		0.035 以下	削除修正	材28
品質		規格																																																																																																						
比表面積 cm^2/g		2,500 以上																																																																																																						
凝結 h	始発	1 以上																																																																																																						
	終結	10 以下																																																																																																						
安定性	パット法	良																																																																																																						
	ルシヤチリエ法 mm	10以下																																																																																																						
圧縮強さ N/mm^2	3d	12.5 以上																																																																																																						
	7d	22.5 以上																																																																																																						
	28d	42.5 以上																																																																																																						
水 和 熱 J/g	7d	測定値を報告する																																																																																																						
	28d	測定値を報告する																																																																																																						
酸 化 マ グ ネ シ ウ ム %		5.0 以下																																																																																																						
三 酸 化 硫 黄 %		3.5 以下																																																																																																						
強 熱 減 量 %		5.0 以下																																																																																																						
全 アル カ リ (Na_2Oeq) %		0.75 以下																																																																																																						
塩 化 物 イ オ ン %		0.035 以下																																																																																																						
品質		規格																																																																																																						
比表面積 cm^2/g		2,500 以上																																																																																																						
凝結 h	始発	1 以上																																																																																																						
	終結	10 以下																																																																																																						
安定性	パット法	良																																																																																																						
	ルシヤチリエ法 mm	10以下																																																																																																						
圧縮強さ N/mm^2	3d	12.5 以上																																																																																																						
	7d	22.5 以上																																																																																																						
	28d	42.5 以上																																																																																																						
水 和 熱 J/g	7d	測定値を報告する																																																																																																						
	28d	測定値を報告する																																																																																																						
酸 化 マ グ ネ シ ウ ム %		5.0 以下																																																																																																						
三 酸 化 硫 黄 %		3.5 以下																																																																																																						
全 アル カ リ (Na_2Oeq) %		0.75 以下																																																																																																						
塩 化 物 イ オ ン %		0.035 以下																																																																																																						
2	2	7	1	3	受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策についての運用について」（国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成14年7月31日）を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確認した資料を監督員に提出しなければならない。					2	2	7	1	3	受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日 国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）及び「「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について」（平成14年7月31日 国官技第113号、国港環第36号、国空建第79号）を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確認した資料を監督員に提出しなければならない。					修正	材29																																																																																			
2	2	8	3		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和5年9月改正政令第276号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-28、表2-29、表2-30の規格に適合するものとする。					2	2	8	3		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和7年10月改正 政令第361号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-28、表2-29、表2-30の規格に適合するものとする。					更新	材34																																																																																			
3	2	2			道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）					3	2	2			道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（令和7年10月）					更新	土木13																																																																																			
3	2	2			道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）					3	2	2			道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（令和7年10月）					更新	土木13																																																																																			

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和7年10月版）						新条文（令和8年10月版）							
編	章	節	条	項	新条文	編	章	節	条	項	現行条文	改定理由	ページ
3	2	2			道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	3	2	2			道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（令和7年10月）	更新	土木13
3	2	2			環境省 水質汚濁に係る環境基準（令和5年3月13日環境省告示第6号）	3	2	2			環境省 水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号（令和7年3月31日環境省告示第35号最終改正））	更新	土木13
3	2	2			建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（令和3年4月）	3	2	2			建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（令和6年4月）	更新	土木13
3	2	2			国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月）	3	2	2			国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱の改正について（平成14年5月）	修正	土木13
3	2	2			国土交通省 道路土工構造物技術基準（平成27年3月）	3	2	2			国土交通省 道路土工構造物技術基準（令和7年6月）	更新	土木13
3	2	3	13	3	プレストレッシングの施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）17.11 PC鋼材工及び緊張工」（日本道路協会、平成29年11月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜き出し量、緊張の日時及びコンクリートの強度等の記録を整備・保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提出しなければならない。	3	2	3	13	3	プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編）15.11PC鋼材工及び緊張工」（日本道路協会、令和7年10月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜き出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	更新	土木25
3	2	4	5	20	受注者は、泥水処理を行うにあたり、「水質汚濁に係る環境基準」（環境省告示）、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。	3	2	4	5	20	受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係る環境基準について（環境省告示）、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。	修正	土木55
3	2	7	4	6	受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法または、安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法（地盤工学会）の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216（土の一軸圧縮試験方法）の規準により試験を行わなければならない。	3	2	7	4	6	受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法または、安定処理土の締固めをしない供試体作製方法（地盤工学会）の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216（土の一軸圧縮試験方法）の規準により試験を行わなければならない。	修正	土木106
3	2	7	9	10	受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について」（平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達）の規定による。	3	2	7	9	10	受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について」（平成2年9月18日建設省技調発第188号）の規定による。	修正	土木108
3	2	9	14	1	骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1－1－18建設副産物の規定による。	3	2	9	14	1	骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1－1－19建設副産物の規定による。	修正	土木112
3	2	9	15	1	工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編1－1－17工事現場発生品の規定による。	3	2	9	15	1	工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編1－1－18工事現場発生品の規定による。	修正	土木113
3	2	9	15	2	工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1－1－18建設副産物の規定による。	3	2	9	15	2	工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1－1－19建設副産物の規定による。	修正	土木113

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和7年10月版）						新条文（令和8年10月版）																																																										
編	章	節	条	項	新条文	編	章	節	条	項	現行条文	改定理由	ページ																																																			
3	2	11	2	2	受注者は、 発砲 スチロール等の軽量材の運搬を行なうにあたり損傷を生じないようにしなければならない。	3	2	11	2	2	受注者は、 発砲 スチロール等の軽量材の運搬を行うにあたり損傷を生じないようにしなければならない。	修正	土木122																																																			
3	2	12	2	3	SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570 及び SBHS500の鋼材を溶接する場合	3	2	12	2	3	SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570、SBHS500 及び SBHS700を溶接する場合	追加修正	土木123																																																			
3	2	12	2	4 ～ 5	表2-54 溶接棒乾燥の温度と時間 <table><tr><th>溶接棒の種類</th><th>溶接棒の状態</th><th>乾燥温度</th><th>乾燥時間</th></tr><tr><td>軟鋼用被覆 アーク溶接棒</td><td>乾燥（開封）後12時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき</td><td>100～150℃</td><td>1時間以上</td></tr><tr><td>低水素系被覆 アーク溶接棒</td><td>乾燥（開封）後4時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき</td><td>300～400℃</td><td>1時間以上</td></tr></table> 5. 受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表2-55に従って乾燥させなければならない。 表2-55 フラックスの乾燥の温度と時間 <table><tr><th>フラックスの種類</th><th>乾燥温度</th><th>乾燥時間</th></tr><tr><td>溶 触 フラックス</td><td>150～200℃</td><td>1時間以上</td></tr><tr><td>ポンドフラックス</td><td>200～250℃</td><td>1時間以上</td></tr></table>	溶接棒の種類	溶接棒の状態	乾燥温度	乾燥時間	軟鋼用被覆 アーク溶接棒	乾燥（開封）後12時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	100～150℃	1時間以上	低水素系被覆 アーク溶接棒	乾燥（開封）後4時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	300～400℃	1時間以上	フラックスの種類	乾燥温度	乾燥時間	溶 触 フラックス	150～200℃	1時間以上	ポンドフラックス	200～250℃	1時間以上						表2-54 溶接棒乾燥の温度と時間 <table><tr><th>溶接棒の種類</th><th>溶接棒の状態</th><th>乾燥温度</th><th>乾燥時間</th></tr><tr><td>軟鋼用被覆 アーク溶接棒</td><td>乾燥（開封）後8時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき</td><td>70～100℃</td><td>30～60分</td></tr><tr><td rowspan="2">低水素系被覆 アーク溶接棒</td><td>490MPa級</td><td>乾燥（開封）後4時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき</td><td>300～400℃</td></tr><tr><td>590MPa級</td><td>乾燥（開封）後4時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき</td><td>350～400℃</td></tr></table> 5. 受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表2-55に従って乾燥させなければならない。 表2-55 フラックスの乾燥の温度と時間 <table><tr><th colspan="2">フラックスの種類</th><th>乾燥温度</th><th>乾燥時間</th></tr><tr><td rowspan="2">溶 触 フラックス</td><td>ガラス状</td><td>150～350℃</td><td>60分以上</td></tr><tr><td>軽石状</td><td>200～350℃</td><td>60分以上</td></tr><tr><td colspan="2">ポンドフラックス</td><td>200～250℃</td><td>60分以上</td></tr></table>	溶接棒の種類	溶接棒の状態	乾燥温度	乾燥時間	軟鋼用被覆 アーク溶接棒	乾燥（開封）後8時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	70～100℃	30～60分	低水素系被覆 アーク溶接棒	490MPa級	乾燥（開封）後4時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	300～400℃	590MPa級	乾燥（開封）後4時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	350～400℃	フラックスの種類		乾燥温度	乾燥時間	溶 触 フラックス	ガラス状	150～350℃	60分以上	軽石状	200～350℃	60分以上	ポンドフラックス		200～250℃	60分以上	修正	土木124
溶接棒の種類	溶接棒の状態	乾燥温度	乾燥時間																																																													
軟鋼用被覆 アーク溶接棒	乾燥（開封）後12時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	100～150℃	1時間以上																																																													
低水素系被覆 アーク溶接棒	乾燥（開封）後4時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	300～400℃	1時間以上																																																													
フラックスの種類	乾燥温度	乾燥時間																																																														
溶 触 フラックス	150～200℃	1時間以上																																																														
ポンドフラックス	200～250℃	1時間以上																																																														
溶接棒の種類	溶接棒の状態	乾燥温度	乾燥時間																																																													
軟鋼用被覆 アーク溶接棒	乾燥（開封）後8時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	70～100℃	30～60分																																																													
低水素系被覆 アーク溶接棒	490MPa級	乾燥（開封）後4時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	300～400℃																																																													
	590MPa級	乾燥（開封）後4時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	350～400℃																																																													
フラックスの種類		乾燥温度	乾燥時間																																																													
溶 触 フラックス	ガラス状	150～350℃	60分以上																																																													
	軽石状	200～350℃	60分以上																																																													
ポンドフラックス		200～250℃	60分以上																																																													
3	2	12	3	1	⑥ 受注者は、孔あけにあたって、設計図書に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。ただし、二次部材（道示による）で板厚16mm以下の材片は、押抜きにより行うことができる。	3	2	12	3	1	⑥ 受注者は、孔あけにあたって、設計図書に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。	削除修正	土木126																																																			
3	2	12	3	1	受注者は、 主要部材 において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。	3	2	12	3	1	受注者は、冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。	削除修正	土木126																																																			

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和7年10月版）						新条文（令和8年10月版）																																			
編	章	節	条	項	新条文	編	章	節	条	項	現行条文	改定理由	ページ																												
3	2	12	3	1	ただし、JIS Z 2242（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表2-57に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006%をこえない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。	3	2	12	3	1	ただし、JIS Z 2242：2023（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表3-2-47に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006%を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。	修正	土木126																												
3	2	12	3	1	（4）溶接施工試験	3	2	12	3	1	1) SBHS700及びSBHS700Wにおいて、1パスの入熱量が5,000J/mmを超える場合	追加	土木127																												
3	2	12	3	1	3) 被覆アーク溶接法（手溶接のみ）、ガスシールドアーク溶接法（CO2ガスまたはArとCO2の混合ガス）、サブマージアーク溶接法以外の溶接を行う場合	3	2	12	3	1	4) 被覆アーク溶接法（手溶接のみ）、ガスシールドアーク溶接法（CO2ガスまたはArとCO2の混合ガス）、サブマージアーク溶接法、頭付きスタッドのアークスタッド溶接法以外の溶接を行う場合	追加修正	土木127																												
3	2	12	3	1	（8）予熱							修正	土木129																												
表2-58 予熱温度の標準を適用する場合のPCMの条件																																									
(%)																																									
<table><tr><th>鋼種 鋼材の板厚(mm)</th><th>SM400</th><th>SMA400W</th><th>SM490 SM490Y</th><th>SM520 SM570</th><th>SMA490W SMA570W</th><th>SBHS400 SBHS400W</th><th>SBHS500 SBHS500W</th></tr><tr><td>25 以下</td><td>0.24 以下</td><td>0.24 以下</td><td>0.26 以下</td><td>0.26 以下</td><td>0.26 以下</td><td rowspan="3">0.22 以下</td><td rowspan="3">0.20 以下</td></tr><tr><td>25 を超え 50 以下</td><td>0.24 以下</td><td>0.24 以下</td><td>0.26 以下</td><td>0.27 以下</td><td>0.27 以下</td></tr><tr><td>50 を超え 100 以下</td><td>0.24 以下</td><td>0.24 以下</td><td>0.27 以下</td><td>0.29 以下</td><td>0.29 以下</td></tr></table>														鋼種 鋼材の板厚(mm)	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SBHS500W	25 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.22 以下	0.20 以下	25 を超え 50 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.27 以下	0.27 以下	50 を超え 100 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.27 以下	0.29 以下	0.29 以下
鋼種 鋼材の板厚(mm)	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SBHS500W																																		
25 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.22 以下	0.20 以下																																		
25 を超え 50 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.27 以下	0.27 以下																																				
50 を超え 100 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.27 以下	0.29 以下	0.29 以下																																				
表2-58 予熱温度の標準を適用する場合のPCMの条件																																									
(%)																																									
<table><tr><th>鋼種 鋼材の板厚(mm)</th><th>SM400 SMA400W</th><th>SM490 SM490Y</th><th>SM520 SM570</th><th>SMA490W SMA570W</th><th>SBHS400 SBHS400W</th><th>SBHS500 SBHS500W</th><th>SBHS700 SBHS700W</th></tr><tr><td>25 以下</td><td rowspan="4">0.24 以下</td><td rowspan="4">0.26 以下</td><td>0.26 以下</td><td>0.26 以下</td><td rowspan="4">0.22 以下</td><td rowspan="4">0.20 以下</td><td rowspan="4">0.30 以下</td></tr><tr><td>25 を超え 50 以下</td><td>0.27 以下</td><td>0.27 以下</td></tr><tr><td>50 を超え 75 以下</td><td rowspan="2">0.27 以下</td><td colspan="2" rowspan="2">0.29 以下</td></tr><tr><td>75 を超え 100 以下</td></tr></table>														鋼種 鋼材の板厚(mm)	SM400 SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SBHS500W	SBHS700 SBHS700W	25 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.22 以下	0.20 以下	0.30 以下	25 を超え 50 以下	0.27 以下	0.27 以下	50 を超え 75 以下	0.27 以下	0.29 以下		75 を超え 100 以下				
鋼種 鋼材の板厚(mm)	SM400 SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SBHS500W	SBHS700 SBHS700W																																		
25 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.22 以下	0.20 以下	0.30 以下																																		
25 を超え 50 以下			0.27 以下	0.27 以下																																					
50 を超え 75 以下			0.27 以下	0.29 以下																																					
75 を超え 100 以下																																									

土木工事共通仕様書 新旧対照表

[illegible]

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和7年10月版）						新条文（令和8年10月版）						改定理由	ページ																			
編	章	節	条	項	新条文	編	章	節	条	項	現行条文																					
3	2	12	3	1	受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表2－64によるものとする。	3	2	12	3	1	受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。 ただし、SBHS700及びSBHS700Wのプレス矯正については、施工条件を確認する必要がある。 ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表3-2-54によるものとする。	追加修正	土木135																			
3	2	12	3	2	なお、この場合は、設計の断面控除（拡大孔の径 +0.5mm）として改めて継手の 安全性を照査 するものとする。	3	2	12	3	2	なお、この場合は、設計の断面控除（拡大孔の径 +0.5mm）として改めて継手の 耐荷性能を評価 するものとする。	修正	土木135																			
3	2	12	3	2	① 仮組立て時リーミングが難しい場合	3	2	12	3	2	① 仮組立て で工場製作時の リーミングが難しい場合	修正	土木135																			
3	2	18	2	1	スパーサは、 1㎡あたり4個を配置の目安 とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。	3	2	18	2	1	スパーサは、 1㎡あたり4個以上 とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。	修正	土木157																			
3	2	18	2	1	受注者は、工事完了時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第1編1－1－ 28 後片付け）を行わなければならない。	3	2	18	2	1	受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第1編1－1－ 30 後片付け）を行わなければならない。	修正	土木158																			
6	1	7	1	8	吸出し防止シートの重ね代は10cm以上とし、設計図書に示された場合を除き縫い合せしなくてもよい。	6	1	7	1	8	吸出し防止シートは、 めくれ防止のために上流側を上 に重ね、その重ね代は10cm以上とする。設計図書に示された場合を除き縫い合せしなくてもよい。	修正	河川17																			
6	1	7	2	1	<table><tr><th colspan="4">表1－4 止水材の品質規格</th></tr><tr><th>試験項目</th><th>単 位</th><th>規格値</th><th>試 験 方 法</th></tr><tr><td>漏水量</td><td>(ml/sec) /(1.8㎡)</td><td>25以下</td><td>建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による</td></tr><tr><td>引張強さ</td><td>N/mm² (kgf/m)</td><td>11.8以上</td><td>日本産業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。</td></tr><tr><td>摩擦係数</td><td></td><td>0.8以上</td><td>平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。</td></tr></table>						表1－4 止水材の品質規格				試験項目	単 位	規格値	試 験 方 法	漏水量	(ml/sec) /(1.8㎡)	25以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による	引張強さ	N/mm ² (kgf/m)	11.8以上	日本産業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。	摩擦係数		0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。	修正	河川20
表1－4 止水材の品質規格																																
試験項目	単 位	規格値	試 験 方 法																													
漏水量	(ml/sec) /(1.8㎡)	25以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による																													
引張強さ	N/mm ² (kgf/m)	11.8以上	日本産業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。																													
摩擦係数		0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。																													
6	3	2	0	2	国土交通省 河川砂防技術基準（令和6年5月）	6	3	2	0	2	国土交通省 河川砂防技術基準（令和7年10月）	更新	河川33																			
6	3	2	0	5	国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和6年3月）	6	3	2	0	5	国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和7年3月）	更新	河川33																			

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和7年10月版）						新条文（令和8年10月版）						改定理由	ページ
編	章	節	条	項	新条文	編	章	節	条	項	現行条文		
6	4	2	0	3	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	6	4	2	0	3	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（令和7年10月）	更新	河川42
6	4	2	0	4	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	6	4	2	0	4	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編）（令和7年10月）	更新	河川42
6	4	2	0	5	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）	6	4	2	0	5	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編）（令和7年10月）	更新	河川42
6	4	2	0	6	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	6	4	2	0	6	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（令和7年10月）	更新	河川42
6	5	1	0	5	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和6年3月）の規定による。	6	5	1	0	5	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和7年3月）の規定による。	更新	河川54
6	5	2	0	4	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	6	5	2	0	4	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（令和7年10月）	更新	河川54
6	5	2	0	5	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編）（平成29年11月）	6	5	2	0	5	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編）（令和7年10月）	更新	河川54
6	5	2	0	6	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）	6	5	2	0	6	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編）（令和7年10月）	更新	河川54
6	5	2	0	7	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	6	5	2	0	7	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（令和7年10月）	更新	河川54
7	1	2	0	3	農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成27年2月）	7	1	2	0	3	農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（令和3年7月）	更新	海岸5
7	2	2	0	3	農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成27年2月）	7	2	2	0	3	農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（令和3年7月）	更新	海岸16
7	3	2	0	3	農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成27年2月）	7	3	2	0	3	農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（令和3年7月）	更新	海岸22
8	1	2	0	4	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	8	1	2	0	4	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（令和7年10月）	更新	砂防6
8	1	2	0	5	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼部材・鋼部材編）（平成29年11月）	8	1	2	0	5	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編）（令和7年10月）	更新	砂防6

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和7年10月版）						新条文（令和8年10月版）						改定理由	ページ
編	章	節	条	項	新条文	編	章	節	条	項	現行条文		
10	1	2	0	1	日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説（平成29年3月）	10	1	2	0	1	日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説（令和7年11月）	更新	道路24
10	2	9	2	5	アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格LWSP7903-1979「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）（一社）日本溶接協会規格WES7302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。	10	2	9	2	5	アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格LWS P7903-2023「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（一社）本溶接協会規格WES7302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。	更新	道路47
10	3	2	0	1	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	10	3	2	0	1	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（令和7年10月）	更新	道路56
10	3	2	0	2	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	10	3	2	0	2	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編）（令和7年10月）	更新	道路56
10	3	2	0	3	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	10	3	2	0	3	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（令和7年10月）	更新	道路56
10	3	2	0	4	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）	10	3	2	0	4	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ上下部接続部編）（令和7年10月）	更新	道路56
10	3	8	10	1	受注者は、橋脚架設工の施工については、第3編2-13-3架設工（クレーン架設）、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）第20章施工」（日本道路協会、平成29年11月）の規定による。	10	3	8	10	1	受注者は、橋脚架設工の施工については、第3編3-2-13-3架設工（クレーン架設）、「道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編」第17章 施工」（日本道路協会、令和7年10月）の規定による。	更新	道路60
10	3	8	11	2	受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）第20章施工」（日本道路協会、平成29年11月）、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」（日本道路協会、令和2年9月）の規定による。	10	3	8	11	2	受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編）第17章 施工」（日本道路協会、令和7年10月）、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」（日本道路協会、令和2年9月）の規定による。	更新	道路61
10	4	2	0	1	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	10	4	2	0	1	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（令和7年10月）	更新	道路64
10	4	2	0	2	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	10	4	2	0	2	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編）（令和7年10月）	更新	道路64
10	4	2	0	3	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）	10	4	2	0	3	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ上下部接続部編）（令和7年10月）	更新	道路64
10	5	2	0	1	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	10	5	2	0	1	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（令和7年10月）	更新	道路72
10	5	2	0	2	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）	10	5	2	0	2	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編）（令和7年10月）	更新	道路72

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和7年10月版）						新条文（令和8年10月版）						改定理由	ページ
編	章	節	条	項	新条文	編	章	節	条	項	現行条文		
10	5	2	0	3	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）	10	5	2	0	3	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ上下部接続部編）（令和7年10月）	更新	道路72
10	6	2	0	16	建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（令和3年4月）	10	6	2	0	16	建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（令和6年4月）	更新	道路85
10	7	2	0	1	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	10	7	2	0	1	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（令和7年10月）	更新	道路97
10	7	2	0	2	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）	10	7	2	0	2	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編）（令和7年10月）	更新	道路97
10	7	2	0	3	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	10	7	2	0	3	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（令和7年10月）	更新	道路97
10	7	2	0	4	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）	10	7	2	0	4	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ上下部接続部編）（令和7年10月）	更新	道路97
10	8	2	0	1	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	10	8	2	0	1	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（令和7年10月）	更新	道路102
10	8	2	0	2	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼部材・鋼鋼部材編）（平成29年11月）	10	8	2	0	2	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編）（令和7年10月）	更新	道路102
10	8	2	0	3	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	10	8	2	0	3	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（令和7年10月）	更新	道路102
10	8	2	0	4	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）	10	8	2	0	4	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ上下部接続部編）（令和7年10月）	更新	道路102
10	9	3	1	3	受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、「建設工事公衆災害防止対策要綱」に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。	10	9	3	1	3	受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年9月2日 国土交通省告示第496号）に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。	更新	道路107
10	10	5	1	3	受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、「建設工事公衆災害防止対策要綱」に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。	10	10	5	1	3	受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年9月2日 国土交通省告示第496号）に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。	更新	道路111
10	11	5	1	3	受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、「建設工事公衆災害防止対策要綱」に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。	10	11	5	1	3	受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年9月2日 国土交通省告示第496号）に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。	更新	道路114

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和7年10月版）						新条文（令和8年10月版）							
編	章	節	条	項	新条文	編	章	節	条	項	現行条文	改定理由	ページ
10	14	1	0	5	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行なう必要がある場合は、第1編総則1－1－41臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	10	14	1	0	5	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行なう必要がある場合は、第1編総則1－1－43臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	更新	道路121
10	14	7	2	4	アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格LWSP7903-1979「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（（一社）日本溶接協会規格WES7302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。	10	14	7	2	4	アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格LWS P7903-2023「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（（一社）日本溶接協会規格WES7302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。	更新	道路127
10	15	3	1	1	本節は、除雪工として一般除雪工、運搬除雪工、凍結防止工、歩道除雪工、安全処理工、雪道巡回工、待機補償費、保険費、除雪機械修理工その他これらに類する工種について定める。	10	15	3	1	1	本節は、除雪工として一般除雪工、運搬除雪工、凍結防止工、歩道除雪工、安全処理工、雪道巡回工、待機費、保険費、除雪機械修理工その他これらに類する工種について定める。	修正	道路143
10	15	3	7	2	人工雪崩の施工については、「除雪・防雪ハンドブック（防雪編）6．2．5雪崩の処理」（日本建設機械化協会、平成16年12月）の規定による。	10	15	3	7	2	人工雪崩の施工については、「防雪ハンドブック2025 改訂版5.2.5雪崩の管理」（雪センター、令和7年6月）の規定による。	更新	道路145
10	15	3	9		待機補償費	10	15	3	9		待機費	修正	道路146
10	15	3	9	2	待機補償費とは、設計図書または監督員の指示により、除雪作業の出動のために待機させた、情報連絡・作業管理を行う世話役と運転要員に対する費用のうち、除雪作業がなかった時間帯に係る費用で、対象時間、待機人員は設計図書によるものとする。	10	15	3	9	2	待機費とは、設計図書または監督員の指示により、除雪作業の出動のために待機させた、情報連絡・作業管理を行う世話役と運転要員に対する費用のうち、除雪作業がなかった時間帯に係る費用で、対象時間、待機人員は設計図書によるものとする。	修正	道路146
10	16	1	0	5	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、第1編1－1－41臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。						受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、第1編1－1－43臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	修正	道路147
10	16	24	4	27	受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編総則1－1－30環境対策の規定によらなければならない。						受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編総則1－1－32環境対策の規定によらなければならない。	修正	道路160
10	16	24	5	6	施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編総則1－1－30環境対策の規定による。						施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編総則1－1－32環境対策の規定による。	修正	道路162

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和7年10月版）						新条文（令和8年10月版）						改定理由	ページ
編	章	節	条	項	新条文	編	章	節	条	項	現行条文		
11	1	2			適用すべき基準 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（令和元年7月） 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年3月） 国土交通省 道路土工構造物技術基準・同解説（平成27年3月）	11	1	2			日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（令和7年6月） 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年8月） 国土交通省 道路土工構造物技術基準・同解説（令和7年12月）	更新 誤記修正 更新	公園10
11	2	2			適用すべき基準 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（令和元年7月）	11	2	2			日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（令和7年6月）	更新	公園27
11	3	2			適用すべき基準 造園修景積算研究所 造園修景積算マニュアル（令和元年4月）	11	3	2			造園修景積算研究所 造園修景積算マニュアル（令和5年4月）	更新	公園42
11	3	4	3		樹木整姿工 （4）高さ2m以上の箇所で作業を行う場合は、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）、労働安全衛生規則（令和2年12月改正 政令第34号）等の関係法令等に基づき作業を行わなければならない。	11	3	4	3		樹木整姿工 （4）高さ2m以上の箇所で作業を行う場合は、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）、労働安全衛生規則（令和7年厚生労働省令第57号）等の関係法令等に基づき作業を行わなければならない。	更新	公園45
11	4	2			適用すべき基準 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（令和元年7月）	11	4	2			日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（令和7年6月）	更新	公園55
11	4	3	2		材料 JIS G 3491（水道用鋼管アスファルト塗覆装方法）	11	4	3	2		材料 JIS G 3491（水道用鋼管アスファルト塗覆装方法）	削除	公園57
11	4	5	2		材料 JIS R 1201（陶管） JIS A 4101（ガラス繊維強化プラスチック製浄化槽構成部品）	11	4	5	2		材料 JIS R 1201（陶管） JIS A 4101（ガラス繊維強化プラスチック製浄化槽構成部品）	削除	公園68

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和7年10月版）						新条文（令和8年10月版）							
編	章	節	条	項	新条文	編	章	節	条	項	現行条文	改定理由	ページ
11	5	2			適用すべき基準 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（令和元年7月）	11	5	2			日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（令和7年6月）	更新	公園96
11	5	4	2	5	材料 JIS K 5623（亜鉛化鉛さび止めペイント） JIS K 5625（シアナミド鉛さび止めペイント）	11	5	4	2	5	材料 JIS K 5623（亜鉛化鉛さび止めペイント） JIS K 5625（シアナミド鉛さび止めペイント）	削除	公園107
11	1	2			適用すべき諸基準類 日本公園緑地協会 造園施工管理 法規編（令和3年7月） 農林水産省 水田生態系の保全技術ガイドブック（平成28年3月）	11	1	2			日本公園緑地協会 造園施工管理 法規編（令和3年5月） 農林水産省 水田生態系の保全技術ガイドブック（平成18年3月）	誤記修正 誤記修正	公園114

土木工事共通仕様書等改正（案）

編名 等	章節	ページ	項目見出し	現行条文（令和6年9月版） ※改正箇所を青字で記載	改正条文（案） ※改正箇所を赤字で記載	改正理由（背景、目的、根拠等） ※必要に応じて関連資料を添付
第13編港湾・漁港編	第1章第1節	港湾・漁港編-8	適用	—	3. 本章、第1編、第2編、第3編第1章に特に定めのない港湾工事に關する事項については、「港湾工事共通仕様書」（国土交通省港湾局監修）によるものとする。また、漁港工事に關する事項については、「漁港漁場関係工事共通仕様書」（水産庁漁場整備部監修）によるものとする。 なお、適用にあたっては、監督員と協議するものとする。	国仕様書の適用を可能にする。
第13編港湾・漁港編	第1章第3節	港湾・漁港編-13	排砂管設備工	1. 排砂管設備排砂管設備の施工について…	1. 排砂管設備 排砂管設備の施工について…	改行ミス訂正
第13編港湾・漁港編	第1章第3節	港湾・漁港編-13	土運船運搬工	1. 土運船運搬土運船運搬の施工について…	1. 土運船運搬 土運船運搬の施工について…	改行ミス訂正
第13編港湾・漁港編	第1章第3節	港湾・漁港編-13	揚土土捨工	1. バージアンローダ揚土バージアンローダ揚土の施工について…	1. バージアンローダ揚土 バージアンローダ揚土の施工について…	改行ミス訂正
第13編港湾・漁港編	第1章第3節	港湾・漁港編-31	4. 表層(6)③	・・・承諾を得なければならない。	・・・承諾を得なければならない。	誤記訂正
第13編港湾・漁港編	第2章第2節	港湾・漁港編-68	運用すべき諸基準	国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和5年3月）	国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和8年3月）	時点更新
第13編港湾・漁港編	第2章第2節	港湾・漁港編-68	運用すべき諸基準	水産庁漁港漁場整備部 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和4年4月）	水産庁漁港漁場整備部 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和8年4月）	時点更新
第13編港湾・漁港編	第3章第2節	港湾・漁港編-72	運用すべき諸基準	国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和5年3月）	国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和8年3月）	時点更新
第13編港湾・漁港編	第3章第2節	港湾・漁港編-72	運用すべき諸基準	水産庁漁港漁場整備部 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和4年4月）	水産庁漁港漁場整備部 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和8年4月）	時点更新
第13編港湾・漁港編	第4章第2節	港湾・漁港編-75	運用すべき諸基準	国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和5年3月）	国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和8年3月）	時点更新
第13編港湾・漁港編	第4章第2節	港湾・漁港編-75	運用すべき諸基準	水産庁漁港漁場整備部 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和4年4月）	水産庁漁港漁場整備部 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和8年4月）	時点更新
第13編港湾・漁港編	第5章第2節	港湾・漁港編-78	運用すべき諸基準	国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和5年3月）	国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和8年3月）	時点更新
第13編港湾・漁港編	第5章第2節	港湾・漁港編-78	運用すべき諸基準	水産庁漁港漁場整備部 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和4年4月）	水産庁漁港漁場整備部 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和8年4月）	時点更新
第13編港湾・漁港編	第6章第2節	港湾・漁港編-81	運用すべき諸基準	国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和5年3月）	国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和8年3月）	時点更新
第13編港湾・漁港編	第6章第2節	港湾・漁港編-81	運用すべき諸基準	水産庁漁港漁場整備部 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和4年4月）	水産庁漁港漁場整備部 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和8年4月）	時点更新
第13編港湾・漁港編	第7章第2節	港湾・漁港編-83	運用すべき諸基準	国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和5年3月）	国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和8年3月）	時点更新
第13編港湾・漁港編	第7章第2節	港湾・漁港編-83	運用すべき諸基準	水産庁漁港漁場整備部 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和4年4月）	水産庁漁港漁場整備部 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和8年4月）	時点更新

- ・共通仕様書等に反映すべき内容が否かを合わせて検討します。
- ・内容について、問い合わせを行う場合があります。